

2026年3月10日

株主各位

愛知県尾張旭市南本地ケ原町三丁目 83 番地
株式会社MARUWA
代表取締役社長 神戸 俊郎

自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2025年4月17日開催の取締役会において、自己株式の処分について下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数 普通株式 1,130 株
2. 払込金額 1 株につき金 25,340 円
※ 2025年4月16日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値
3. 出資の目的とする財産の内容及び価額 当社の執行役員：
2025年4月17日開催の当社の取締役会の決議に基づき、当社の執行役員1名に付与される、当社に対する金銭債権合計金25,340,000円（処分する株式1株につき出資される金銭債権の額は金25,340円）を現物出資の目的とする。
当社の従業員：
2025年4月17日開催の当社の取締役会の決議に基づき、当社の従業員10名に付与される、当社に対する金銭債権合計金2,534,000円（処分する株式1株につき出資される金銭債権の額は金25,340円）を現物出資の目的とする。
当社子会社の従業員：
2025年4月17日の取締役会の決議により、当社子会社の従業員3名に付与される、当社子会社に対する金銭債権合計金760,200円

（処分する株式1株につき出資される金銭
債権の額は金 25,340 円）を現物出資の目的
とする。

4. 払込期日

2026年3月26日

以上